

江東区版パートナーシップ制度（骨子案）

1 制度の名称

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

2 制度の概要

(1) 位置付け

性別等にかかわらず、性の多様性が尊重され、価値観や生き方など様々な違いに理解のある社会を促進し、婚姻関係にないパートナーの二人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度として位置付ける。

(2) 制度の特徴

○制度の対象者を同性に限定しない

性別等にかかわらず、LGBT等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できる。

○パートナーシップとファミリーシップを対象とする

パートナーシップ宣誓をした方に、子や親がいる場合、併せてファミリーシップの宣誓をすることができる。

(3) 制度の効果等

制度の効果として、宣誓書の提出者は、区が宣誓書を受領したことを証明する受領証明書等の交付を受けることができる。これにより、宣誓書の提出者は、区の行政手続きを円滑に行え、区の行政サービスを新たに受けられることになる。また、区内民間事業者等の理解と協力を得て、生活上の困難を改善することになる。

ただし、法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。

○区のサービス事業における活用

○東京都パートナーシップ宣誓制度との連携（都の都民向けサービス事業における活用）

○区内民間事業者等に対し、協力要請

※利用可能なサービス等については、決まり次第、ホームページ等で周知する。

3 制度の手続き等（規則規定事項）

(1) 定義

○パートナーシップとは、性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人の者の関係をいう。

○ファミリーシップとは、パートナーシップにある二人とその一方又は双方の子又は親の家族としての関係をいう。

(2) 制度の対象者の要件

○パートナーシップ宣誓制度

- ・婚姻と同等のパートナーシップである
- ・成年に達している
- ・婚姻をしていない
- ・他者とパートナーの関係にない
- ・近親者同士でない
- ・区内在住である（3か月以内転入予定を含む）
- ・過去に当制度における取消しを受けていない

○ファミリーシップ宣誓制度

- ・パートナーシップにある二人の子（生計を同一とする未成年の実子又は養子をいう。）又は親（実親、養親及びこれらの配偶者をいう。）をいう。

※外国籍も対象とする。

※区内在学・在勤者は、制度の対象者としなない。

※区内在住に同居要件は求めない。

(3) 制度の仕組み

○パートナーシップ宣誓制度

パートナーの二人が自署したパートナーシップ宣誓書を提出し、区長は、受領証明書及び受領証明カード（以下「受領証明書等」という。）を交付する。

○ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップにある二人が、受領証明書等に二人の子又は親の氏名等の記載を希望する場合は、子・親の同意（子は15歳以上の場合同意が必要）のもとパートナーシップにある二人が自署したファミリーシップ宣誓書を提出し、区長は、受領証明書等を交付する。

(4) 受領証明書等の再交付・変更

○紛失、破損等があった場合、区への申請により受領証明書等を再発行する。

○受領証明書等の記載内容に変更があった場合、変更の理由を証する書類等を添えて、変更の届出をすることにより変更後の受領証明書等を交付する。

(5) 受領証明書等の取り消し・失効

○虚偽その他不正な方法により、受領証明書等の交付を受けた場合、受領証明書等を改ざんした場合、必要な手続きを行わなかった場合等には、受領証明書等を取り消す。

○対象者の要件に該当しなくなった場合等には、受領証明書等は失効する。

○失効した場合、宣誓者は、返還届に受領証明書等を添えて返還しなければならない。

(6) 手続きの流れ

① 電話又は電子申請による事前予約

② パートナーの二人及びその子・親のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（受付場所で、必要書類を添えて、所定の宣誓書にパートナーの二人で自署）

③ 受領証明書1通と、宣誓者全員分の受領証明カードを即日交付（書類の確認等に時間がかかる場合は、後日、郵便等で送付）

※障害等で来所または自署できない方は、別途相談とする。

※交付手数料は無料とする。

※パートナー契約等の公正証書の提出は求めない。

※宣誓時以外の届出は、パートナーのうちどちらか一方の届出を可能とする。